

左記の諸形態及び其他に表現され、ある大衆の生活増進及び生活権擁護に
關する運動を昭和五年度の總の統一の計画的、集中的、半恒常的日俸闘争
として、その生活権擁護運動に備成し、これを

(1) 一切の選挙前準備闘争及び選挙闘争

(2) 生活権に關する生活運動

(3) 一切の選挙の組織宣傳運動等に適合すべし。

一、改善地代並下運動——米賃制價法制定運動

二、小作糾弾下、新作権擁護運動——小作法制定運動

三、新法反対、回生権擁護運動——組合法制定運動

四、失業救済、労働権擁護運動——失業保険制定運動

五、憲法撤廃運動、其他

理由

大衆の生活不幸に対する不満、生活権擁護の要求と運動は、今や全国的に、自
然的の、凡ゆる人民の奮に勃發し、而も次口内閣の東條政策と全解禁の進行
と共に深化し、本會等の環境を待り、取巻られたる経済政策の改善に要求を

選挙前準備

一、選挙前準備の進行方針の中の本運動に關する一切の要求を具體的に開示
し、選挙運動展開を指令すべし。

失業対策の件

第十八号案

主 文

中 只 執 行 委 員 會

昭和四年農大令は失業対策に次の如く規定す

一、國家及び地方自治体は労働組合及び全国的無産階級の代表者を含むとしの
たる失業対策特別委員会を設置し、その指導の下に失業救済のための公營中
業を営むべきこと。

二、國家及び企業家連盟の失業保険法を即時実施すべきこと。

51 三、失業者に對しては現金を免除すべきこと。